

委員提出資料

子ども・子育て会議 御中

2013年9月20日

意見書

【居宅訪問型について】

・本事業に関しては、主に3つの基本理念のもと、制度設計をして頂きたいと思えます。

① 集団保育では、これまで受け入れられづらかった子ども達を受け入れられる仕組み。

(例：障害児・慢性疾患児等)

② 既存認可保育所等では、これまで受け入れられづらかった時間で、子ども達を受け入れられる仕組み。

(例：夜間・深夜帯で働く医療・福祉関係者やひとり親の家庭の子ども達・祝日が繁忙期のサービス業勤務家庭のための祝・休日保育)

③ 緊急時等、これまで対応できなかった状況で、子ども達に保育を提供できる仕組み。

(例：既存保育所が突然撤退した際のセーフティネット。施設型病児保育が極端に不足する地域の訪問型病児保育。)

・要件については、多様な人材が担い手となれるよう、一定の質の高い研修を課した上で、看護師や児童指導員、家庭的保育者など、幅広い資格要件が許容されること

【事業所内保育所】

・これまでの「自社のための福利厚生施設」から「自社を含めた地域のための地域資源」に転換する

・そのため、定員枠に関しては、現状の自社従業員児童比率50%から30%に引き下げ、より地域の子ども達を受け入れられるようにする

・また、事業所内保育所平均在籍児童数が14.7人(61,451人÷4,165カ所)であることから、20人未満は小規模保育の配置・運用基準をベースにすることが、制度の整合性を考える上で合理的

・20人以上に関しては、認可保育所の基準に準ずるべき

【確認制度】

・現状のたたき台で提示されている「事故発生時の対応」のみならず「重大事故実績の有無と、その詳細報告」を入れこんで頂きたいです

【公定価格】

・ともすれば待機児童解消に重点が置かれがちですが、最も弱い立場にいる社会的養護を受ける子ども達に、再配分されるようお願いいたします。

・特に、日本は施設養護が9割で里親や特別養子縁組等の家庭的養護は1割と、家庭的養護中心の諸外国からは大きく立ち後れています。

・さらに、諸外国ではアダプションクレジット等、公的補助対象である特別養子縁組には、驚くべきことに1円も公的補助が出されていません

・こうした最も弱い立場にいる子どもが、新たな家族に出会い、そして「全ての子ども達に家族がいる」という社会を創れるような施策に、十分な予算を投入して頂きたいと思えます。

以上

NPO 法人 (申請中) 全国小規模保育協議会 理事長
認定 NPO 法人フローレンス 代表理事
駒崎弘樹